

現行の福祉用具貸与の指定基準

〔人員基準〕

①福祉用具専門相談員：常勤換算法で2名以上

※福祉用具専門相談員＝介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者

②管理者：事業所ごとに常勤専従 1名

※ 事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所・施設等の職務に従事できる。

〔設備基準〕：福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有すること。等

〔運営基準〕

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次の掲げるところによるものとする。

1. 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
2. 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
3. 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
4. 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

等

各都道府県・指定都市
介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

介護保険における福祉用具の選定の判断基準について

介護保険における福祉用具は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものです。

福祉用具については、介護保険の施行後、要介護者等の日常生活を支える道具として急速に普及、定着していますが、その一方で、要介護度の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例が見受けられます。

そこで、介護保険における福祉用具が要介護者等に適正に利用されるよう、介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合等における標準的な目安として「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」（以下「判断基準」という。）を別添のとおり作成しましたので、通知します。

本判断基準は、介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合等に活用いただくことを念頭に作成したものでありますが、福祉用具については、その特性と利用者の心身の状況等とが適合した選定が重要であることから、自立支援の観点から適切な利用が進むよう、管下市町村及び介護支援専門員等に広く周知願うとともに、下記の事項に留意の上、介護支援専門員等に対して適切な指導方よろしく願います。

また、本判断基準は、介護支援専門員や福祉用具専門相談員等に対する福祉用具に関する専門的な研修等の場においても、積極的に活用いただきますよう、よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 福祉用具については、その特性と利用者の心身の状況等とが適合した選定が重要であることから、その活用に当たっては、利用者の心身の状況、福祉用具の特性、その者の置かれている環境等に留意して居宅サービス計画を作成すること。
- 2 介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合は、本判断基準の活用を図るとともに、「使用が想定しにくい状態像」又は「使用が想定しにくい要介護度」に該当している場合、サービス担当者会議その他の機会を通じて、福祉用具に関わる専門職から、専門的な見地からの意見を求め、その妥当性について検討した上で、自立支援に資する居宅サービス計画の作成に努めること。
- 3 現に福祉用具を使用しており、本判断基準の「使用が想定しにくい状態像」又は「使用が想定しにくい要介護度」に該当している利用者については、サービス担当者会議その他の機会を通じて、速やかにその妥当性について検討し、適宜居宅サービス計画の見直しを行うこと。
- 4 福祉用具専門相談員をはじめ当該利用者に関わる福祉用具の専門職は、サービス担当者会議その他の機会を通じ、利用者の心身の状況、福祉用具の特性、その者の置かれている環境を十分に踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、介護支援専門員に対して専門的知識に基づき助言を行うこと。

なお、厚生労働省では、福祉用具の特性と利用者の心身状況等とが適合した適正な福祉用具の選定が行われるよう、「介護保険福祉用具等データベースシステム」を開発し、(財)テクノエイド協会のホームページで公開しているところである。福祉用具の選定に当たっては、本判断基準と併せて、同システムも積極的に活用されたい。

別 添

介護保険における福祉用具の選定の判断基準

は し が き

介護保険における福祉用具は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものである。

介護保険の福祉用具の利用状況をみると、要介護者等の日常生活を支える道具として急速に普及、定着しているが、その一方で、要介護度の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例も見受けられる。

そこで、福祉用具が要介護者等に適正に選定されるために、作業療法士・理学療法士等によって作成された福祉用具の事例精査基準（案）を基に、4,500余りの利用事例によって検証、精査し、使用が想定しにくい福祉用具を示した「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を作成したところである。

本基準の基本的な構成は、個々の福祉用具毎に福祉用具の特性、利用者の状態から判断して、明らかに「使用が想定しにくい状態像」及び「使用が想定しにくい要介護度」を示したものとなっている。

本基準における状態像は、要介護認定における認定調査項目及び利用者の心身の状況により選択された選択肢別に整理した。

なお、認定調査項目の「問題行動」という記載は、本基準においては「認知症の周辺症状」とした。

また、本基準で示しているのは、福祉用具の選定を行う場合の標準的な目安（ガイドライン）であって、本基準に示す福祉用具の使用が想定しにくいとされる場合であっても、個別の利用者の生活環境や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合には、本基準を活用していただきたいが、併せて（財）テクノエイド協会のホームページで公開されている介護保険福祉用具等のデータベースシステム（介護保険対象福祉用具等詳細情報）を活用し、福祉用具の利用事例や商品情報および解説を参照するなど、福祉用具の特性と利用者の心身状況とが適合した、適正な福祉用具の選定に役立てていただきたい。

なお、本基準は、福祉用具の事例精査基準（案）作成時に収集された利用事例に含まれる範囲の福祉用具の判断基準にとどまっており、現段階においては、介護保険における福祉用具全般を網羅したものとはなっていない。

したがって、今後、さらに福祉用具の利用事例の収集等を行い、検証することによって、福祉用具給付の判断基準の追加や見直しを適宜行っていくものである。

【本基準の見方】

福祉用具の種目（品目）毎に、「福祉用具の解説」、「使用が想定しにくい状態像」「使用が想定しにくい要介護度」、を示す。一部の福祉用具については「併用して使用することが想定しにくい福祉用具」を記載している。

車いす

福祉用具の解説を記載

1.1 自走用標準型車いす

要介護者等が自ら手でハンドリムを操作したり、足で床を蹴って移動する車いす。車いすでの長時間にわたる活動を保障するため、……………。

使用が想定しにくい状態像

使用が想定しにくい状態像を認定調査項目及び利用者の心身の状況により選択された選択肢別に記載。※

歩行：つかまらないでできる

【考え方】

車いすは歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。従って、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

福祉用具の特性から使用が想定しにくい要介護状態区分を記載※

要支援

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。従って、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

1. 車いす

1.1 自走用標準型車いす

自走用標準型車いすは、要介護者等が自ら手でハンドリムを操作したり、足で床を蹴って移動したりする福祉用具である。車いすでの長時間にわたる活動を保障するため、座位の基盤となる座（シート）、背もたれの機能に配慮し、上肢や体幹の運動を制限することなく骨盤を安定して支持できるものを選ぶ必要がある。また、乗り移りや車いすでの作業をやすくするために、ひじ当てやレッグサポートの形式や形状に注意を払うことも重要である。

なお、手で操作する場合は操作しやすい位置にハンドリムがくるものを、足で床を蹴って移動する場合は蹴りやすいシート高のものを選ぶ必要がある。適正な身体支持が得られる範囲なら、できるだけコンパクトなものの方が狭いところでの移動が行いやすくなる。持ち運びにはできるだけ軽量でコンパクトに収納できるものが便利である。

使用が想定しにくい状態像

歩行：つかまらないでできる

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

1.2 普通型電動車いすの場合

電動車いすは、自走用標準型車いすを操作することが難しい人が、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。電動車いすには標準型とリクライニングや座席昇降などの多機能なものがある。また、車載などに有利な折りたたみや分解ができる軽量型の電動車いすもあるため、用途に合わせた選択が可能である。

使用が想定しにくい状態像

歩行：つかまらないでできる

短期記憶：できない

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

普通型電動車いすは、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。したがって、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合は、電動車いすの安全な操作方法を習得することは困難と考えられることから、使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

要介護5

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合の多い「要介護5」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

1.3 介助用標準型車いす

介助用標準型車いすは、移動に必要な操作を介助者が行う福祉用具である。通常ハンドリムはなく、全体をコンパクトにするため、後輪には径が小さな車輪（12～18インチ）が用いられている。多くは手押しグリップに介助用ブレーキレバーがついている。

要介護者等が安定した座位がとれず、姿勢が崩れやすい場合には身体支持に直接関わる座、背もたれ、ひじ当て、レッグサポートなどの座位保持機能に配慮して選ぶ必要がある。また、必要な場合にはティルトやリクライニング機能を検討する必要がある。乗り移りに介助が必要な場合にはひじ当てやレッグサポートが脱着式又は外方折りたたみ式のものを選ぶと便利ことが多い。また、持ち運びにはできるだけ軽量でコンパクトに収納できるものが便利である。

■ 使用が想定しにくい状態像

歩行：つかまらないでできる

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

■ 使用が想定しにくい要介護度

要支援

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

2. 車いす付属品

車いす付属品は、車いす及び電動車いすに関する付属品である。車いすの座又は背もたれに置いて使用するクッション又はパッド、電動補助装置、テーブル、ブレーキ等がある。

使用が想定しにくい状態像

- 併用している車いす（自走用標準型、介助用標準型、普通型電動）と同様
但し、自操用の電動補助装置は、普通型電動車いすと同様

使用が想定しにくい要介護度

- 併用している車いす（自走用標準型、介助用標準型、普通型電動）と同様
但し、自操用の電動補助装置は、普通型電動車いすと同様

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。